

ご購入者様各位

訂正のお願い

前略

弊社出版物「平成 30 年版 自動車検査ハンドブック」及び「平成 30 年版 自動車検査ハンドブック ワイド」におきまして、誤りがございました。お詫びするとともに、下記の通り訂正をお願い申し上げます。

記

P184 最下部イラスト (タイプⅢの規定)	
誤	正
<p>タイプⅢの規定</p>	<p>タイプⅢの規定</p>
P488 [基準のまとめ]	
<p><b>取付位置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左右対称</li> <li>18.1.1～照明部の上縁高さ <b>2.1m以下*</b>、下縁 <b>0.35m以上</b> ～ H17.12.31 照明部の中心高さ <b>2.3m以下</b> *自動車の両側面に備えるものにあつては2.3m以下</li> </ul>	<p><b>取付位置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左右対称</li> <li>18.1.1～照明部の上縁高さ <b>2.3m以下</b>、下縁 <b>0.35m以上</b> ～ H17.12.31 照明部の中心高さ <b>2.3m以下</b></li> </ul>
P489 最上部	
<p>◎補助方向指示器は、照明部の上縁の高さが地上2.1m（自動車の両側面に備えるものにあつては2.3m）以下、～</p>	<p>◎補助方向指示器は、照明部の上縁の高さが地上<b>2.3m</b>以下、～</p>